

平 26.10.21
礎 5 - 1

説明資料

「働き方の選択に対して中立的な税制」
を中心とした所得税のあり方②

平成26年10月21日(火)

財務省

検討の視点とこれまでに出示された意見

- 基礎控除、配偶者控除及び扶養控除という基礎的な人的控除の体系が構築された1960年代から現在にかけて、人口減少、家族のあり方・働き方の多様化、格差の拡大など社会・経済に構造的な変化が生じている。
配偶者控除をはじめとする人的控除のあり方を検討していくにあたっては、働き方の選択に対して中立的な税制の構築といった視点に加え、このような社会・経済の構造変化に対応する視点からの検討が必要なのではないか。
- 所得税の対象となる世帯は、単身か夫婦か、片働きか共働きか、子どもの有無、所得の多寡等により様々である。
配偶者控除をはじめとする人的控除は、こうした各世帯の家族構成や家族の収入、年齢等に応じて税負担の調整を行うもの。社会・経済の構造変化への対応を踏まえて人的控除のあり方を見直すことは、従来講じられてきた税制上の配慮のあり方を見直し、これからの社会においてはどのような世帯に税制上の配慮の重きを置いていくことが適当かを検討することになるのではないか。
- 例えば、配偶者控除から扶養控除に税制上の配慮の重点をシフトするなど人的控除の中で組替えを行うことにより、家族世帯の中での配慮の重点を変えていくことが考えられるのではないか。
- 所得税においては、家族の構成等に応じた人的控除のほか、税額計算の様々な段階において税負担の調整が行われているが、こうした調整措置全体の見直しを検討する中で、人的控除を充実することも視野に入れて検討することとすれば、人的控除の組替えだけを検討するよりも多様な選択肢を検討することが可能となるのではないか。
- 現在の人的控除の多くは定額の所得控除となっているが、所得の水準に応じて逡減させること(消失控除化)や税額控除化も視野に入れた検討を行うことにより、所得再分配機能の回復の観点からさらに選択肢が広がるのではないか。

- 配偶者控除を廃止し、税制上の配慮の重点を子育て支援にシフトすべきではないか。
- 税制で配偶者の家事等への貢献を考慮する必要は乏しく、配偶者控除を廃止してもよいのではないか。
- 配偶者控除を廃止する場合には片働き世帯・パート世帯への増税となるため、片働き世帯・パート世帯への影響等について慎重に検討することが必要なのではないか。
- 専業主婦（夫）やパートの方々が地域活動を通じて社会への貢献を果たしていることは評価すべきではないか。
- 家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点から、配偶者を有することに対する税制上の配慮を残すことも必要ではないか。

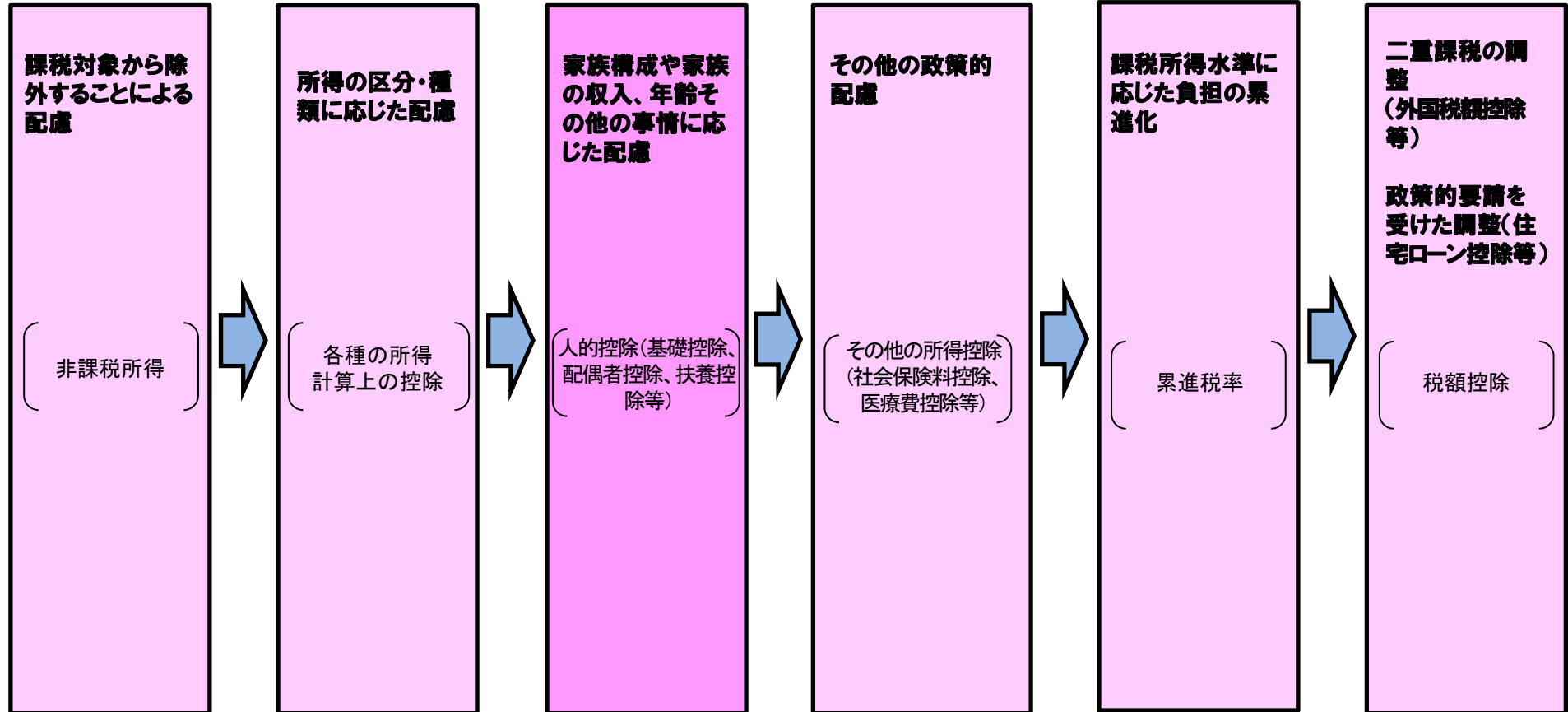
- 夫婦が消費生活の単位となっていることを踏まえ、単身世帯とのバランス上、夫婦2人で単身の2倍の控除が適用できるようにするとの考え方の下、配偶者の収入にかかわらず夫婦の控除の合計額を一定とすべきではないか（いわゆる移転的基礎控除の導入）。これにより「二重の控除」の問題を解消し、働き方の選択に対して中立的な税制に近づけるべきではないか。
- 移転的基礎控除を導入する場合にはパート世帯への増税となるため、パート世帯への影響等について慎重に検討することが必要なのではないか。
- 移転的基礎控除の導入による増収分は子育て支援の拡充に充てることが考えられるのではないか。
- 配偶者控除の廃止は国民的コンセンサスを得るのに時間がかかるため、過渡期的な対応として移転的基礎控除の導入もありうるのではないか。
- 今後とも個人単位課税の考え方を維持すべきであり、世帯単位で税負担を捉える移転的基礎控除を導入することは適当ではないのではないか。

- 「未来への選択」で掲げられた50年後に1億人の人口維持という目標に対して、結婚や子育てに税制としてメリットを提供していくべき。控除の見直しにおいても家族や夫婦といった視点をも取り込んだアプローチを模索すべきではないか。
- 配偶者控除の廃止や移転的基礎控除の導入では片働き世帯やパート世帯が負担増になる。こうしたアプローチ以外にも、所得税の諸控除全体を見直す中で、家族のあり方や再分配機能などを総合的に考慮しつつ、働き方の選択に対して中立的な税制を構築していくことが考えられるのではないか。

- 人口減少、家族のあり方・働き方の多様化やグローバル化等の社会・経済の構造変化や、公平性や中立性の観点も踏まえながら、所得税に関する論点を幅広く構造的に検討すべきではないか。

現行の所得税における税負担の調整

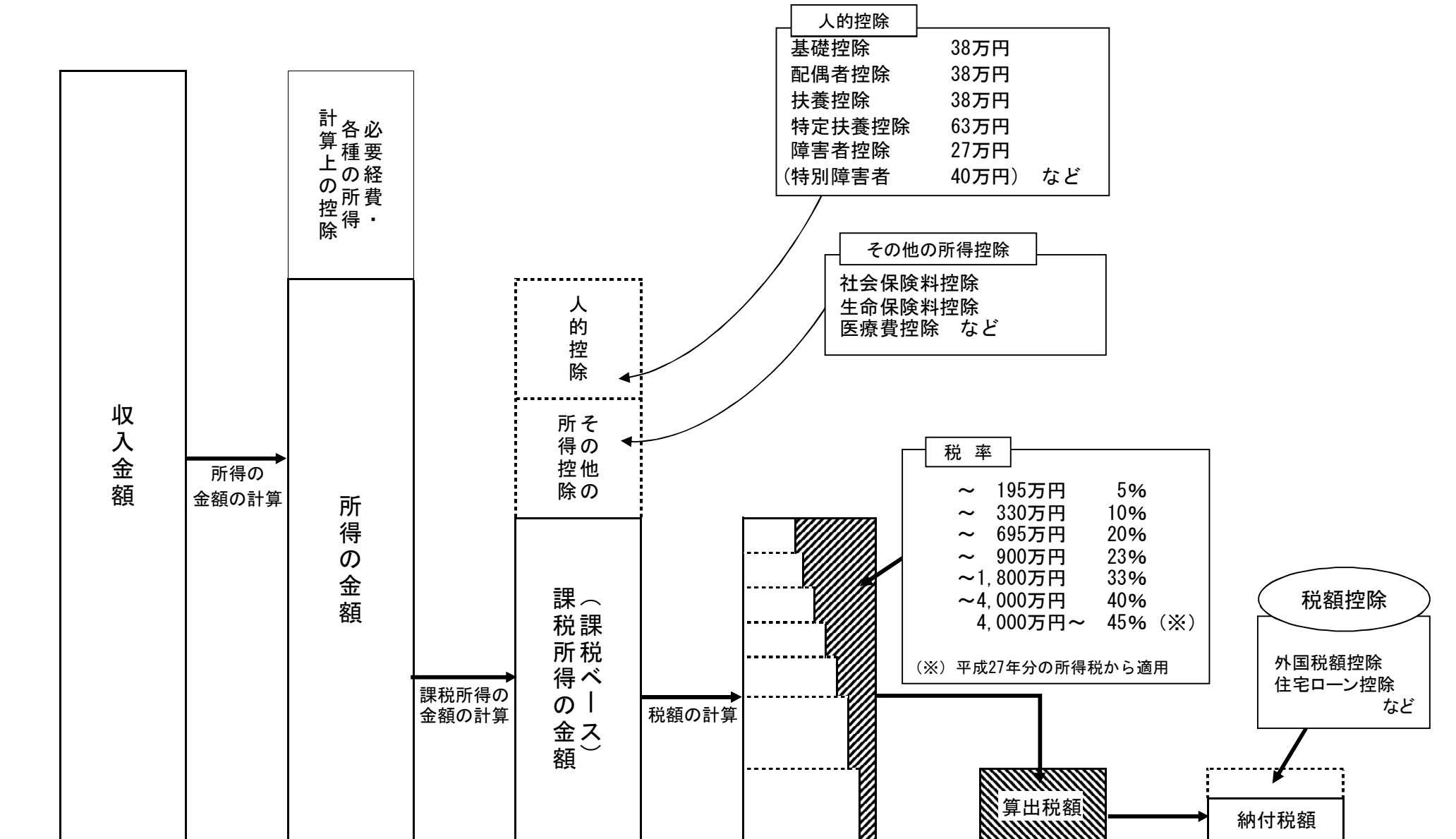
所得税は、個々人の諸事情に応じてきめ細かい配慮が可能な税目であり、税額計算の様々な段階において税負担の調整が行われている。



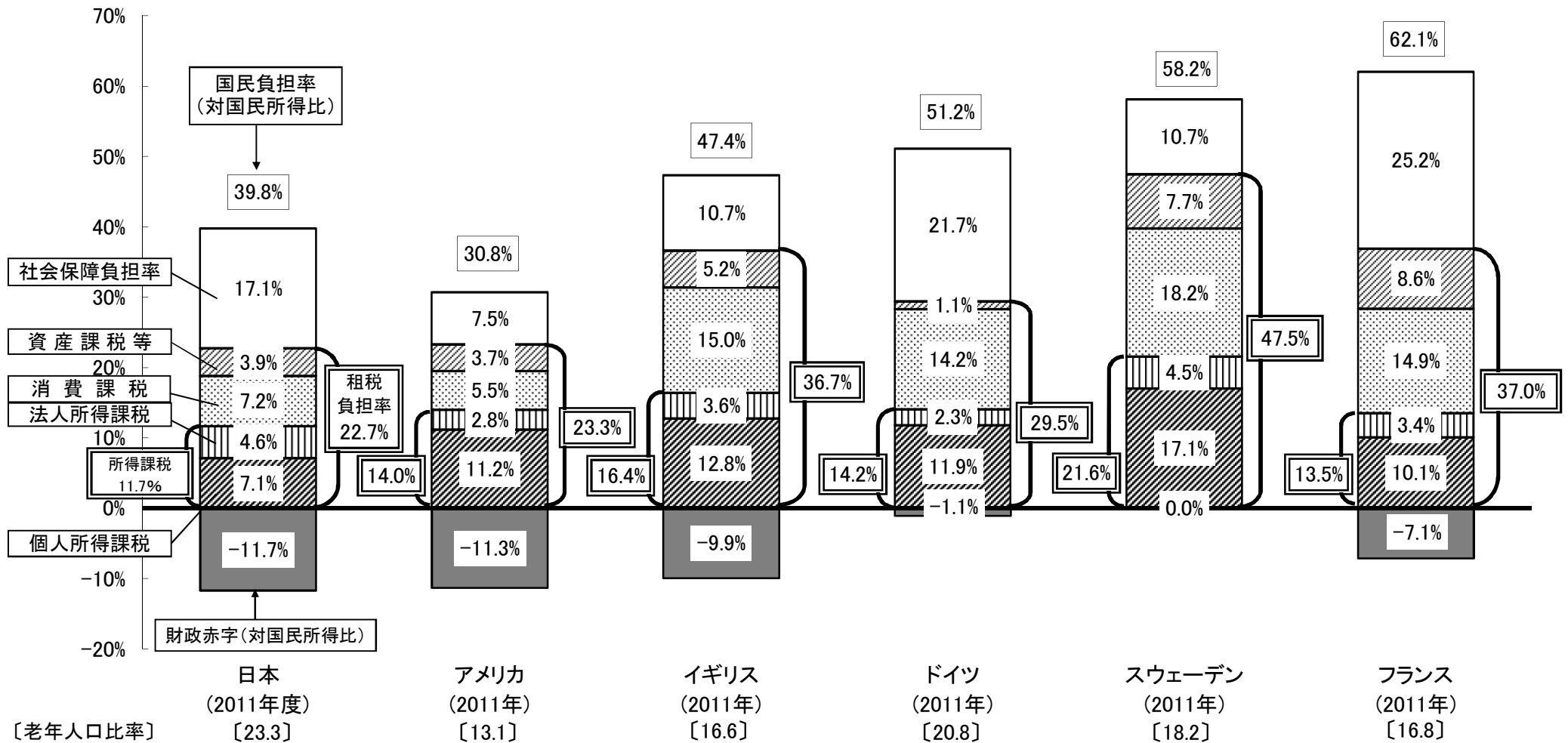
所得税法上は所得とならないもの

- **帰属所得**…通常の市場取引の外において自己の労働や財産から直接に得られる所得(専業主婦(夫)等の家事労働、マイホームに居住する場合の家賃相当額(帰属家賃)等) ※事業者によるその取り扱う商品の自家消費は例外的に課税
- **未実現のキャピタルゲイン** ※法人等に対する資産の無償又は低額の譲渡等は例外的に「みなし譲渡」課税

所得税額計算のフローチャート



国民負担率(対国民所得比)の内訳の国際比較



(注)1. 日本は平成23年度(2011年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2012" 及び同 "National Accounts" 等による。なお、日本の平成26年度(2014年度)予算ベースでは、国民負担率:41.6%、租税負担率:24.1%、個人所得課税:7.4%、法人所得課税:5.0%、消費課税:8.2%、資産課税等:3.6%、社会保障負担率:17.5%、財政赤字10.3%となっている。

2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

3. 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。

4. 老年人口比率については、日本は2011年の推計値(総務省「人口推計」における10月1日現在人口)、諸外国は2010年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2012 Revision Population Database" による)である。なお、日本の2014年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年(2012年)1月推計)による)は26.1となっている。

個人所得課税負担率及び社会保険料被用者負担の国際比較(対国民所得比)

	日本 (2011年)	アメリカ (2011年)	イギリス (2011年)	ドイツ (2011年)	スウェーデン (2011年)	フランス (2011年)
個人所得課税 負担率	7.1%	11.2%	12.8%	11.9%	17.1%	10.1%
社会保険料の 被用者負担	7.0%	2.6%	3.4%	8.2%	3.6%	5.5%
合計	14.1%	13.7%	16.2%	20.0%	20.7%	15.6%

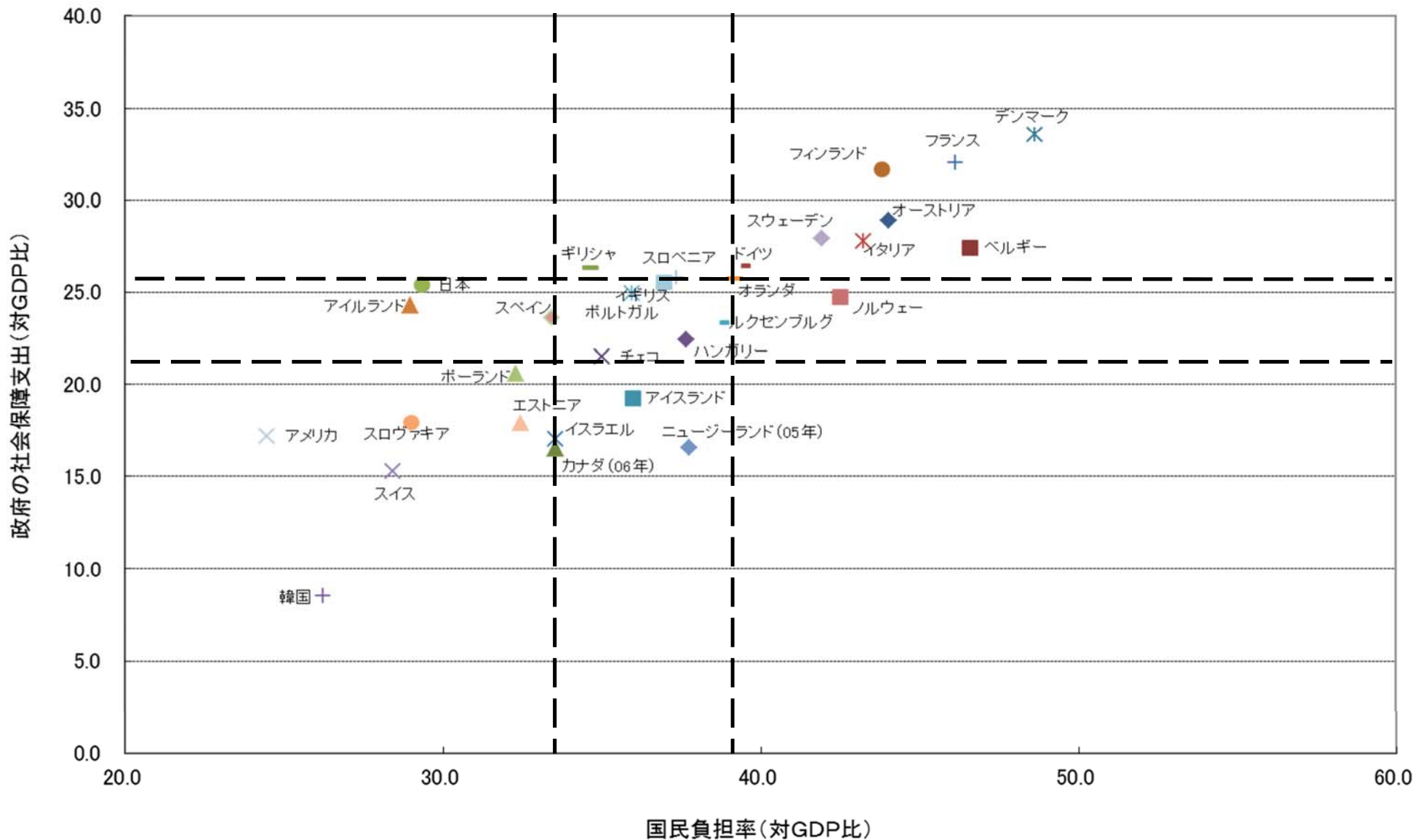
(注1) OECD “Revenue Statistics”においては、社会保険料に係る計数について、分類不能とされている項目があり、これについては計算上関連する項目に按分している。

(注2) 四捨五入の関係上、各項目の係数の和が合計値と一致しないことがある。

(出典) 内閣府「国民経済計算確報」、OECD “Revenue Statistics 1965-2012”及び同 “National Accounts”等

OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係(2011年)

(単位: %)



(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2) 国民負担率: 各国2011年実績、日本は2011年度、ニュージーランドは2005年、カナダは2006年の実績。

(注3) 政府の社会保障支出: 各国2011年実績、日本は2011年度実績、ニュージーランドは2005年、カナダは2006年の実績。

(出典) 国民負担率: OECD「National Accounts」、同「Revenue Statistics」、内閣府「国民経済計算」等。社会保障支出: OECD「National Accounts」

給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較

(2014年1月現在)

(単位：万円)

給与収入	区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
500万円	単身	42.4	82.2	69.6	88.9	72.8
	夫婦のみ	35.3	51.6	69.6	41.8	53.8
	夫婦子1人	28.2	35.1	69.6	39.6	45.7
	夫婦子2人	19.6	28.6	69.6	39.6	42.4
700万円	単身	78.9	145.1	116.1	160.3	133.1
	夫婦のみ	67.8	94.2	116.1	94.8	90.4
	夫婦子1人	57.2	77.6	116.1	93.3	81.3
	夫婦子2人	46.2	71.0	116.1	92.0	72.2
1,000万円	単身	153.7	239.9	236.1	285.6	223.6
	夫婦のみ	142.7	164.4	236.1	186.9	147.9
	夫婦子1人	131.6	143.9	236.1	184.6	136.1
	夫婦子2人	114.2	135.4	236.1	183.7	127.0
3,000万円	単身	1,038.1	948.7	1,126.2	1,171.8	1,082.3
	夫婦のみ	1,019.3	843.3	1,126.2	1,047.6	882.3
	夫婦子1人	1,000.5	829.9	1,126.2	1,035.5	863.4
	夫婦子2人	970.3	816.4	1,126.2	1,023.4	841.8

(備考) 本資料においては、統一的な国際比較を行う観点から、諸外国の税法に記載されている様々な所得控除や税額控除のうち、一定の家族構成や給与所得を前提として実際の税額計算において一般的に適用されているもののみを考慮して、個人所得課税負担額を計算している。従って、イギリスの勤労税額控除(全額給付)等は計算に含めていない。

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して社会保障関連諸税(一般社会税等)が定率(現在、合計8%)で課されている)が含まれる。なお、フランスでは、別途、財政赤字が解消するまでの措置として、一時的に発生した高額所得に対する所得課税(最高税率4%)を2012年より導入している(上記表中においてはこれを加味していない)。
2. 日本においては夫婦子1人の場合、子が一般扶養親族(夫婦子2人の場合、子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族)、アメリカにおいては夫婦子1人の場合、子が17歳未満(夫婦子2人の場合、子のうち1人が17歳以上、1人が17歳未満)に該当するものとしている。
3. 夫婦のみ、夫婦子1人、夫婦子2人は専業主婦世帯として計算している。
4. 日本については、2016年分(平成28年分)以後の給与所得控除の上限の引下げ(26年度改正)を加味していない。
5. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の個人所得税を採用している。
6. 邦貨換算レート：1ドル=100円、1ポンド=161円、1ユーロ=135円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成25年(2013年)11月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

個人をとりまく社会・経済の構造変化

人口減少

家族のあり方の変化

働き方の多様化

格差の拡大

産業・経済構造の変化

グローバル化

今後の税体系における所得税のあるべき姿

あるべき所得税をめぐり視

人口減少への総合的な政策対応と所得税

結婚・子育てとの関係等

家族のあり方と所得税

配偶者や家族の働き方に対する中立性

働き方の選択に中立的な税制

就労形態・起業形態に対する中立性

世代間・世代内の公平

人的資本の形成との関係

再分配機能の回復

資本所得に対する課税のあり方

資本蓄積・成長の重要性と所得税

- 所得税の体系
 - ・ 総合課税
 - ・ 二元的所得税
- 所得の発生形態が多様化する中での所得区分のあり方
 - ・ 現行10の所得区分のあり方
 - ・ 所得計算上の控除のあり方
- 以下の視点を踏まえた人的控除、所得計算上の控除のあり方
 - ・ 家族のあり方
 - ・ 働き方の選択に対する中立性
 - ・ 所得再分配機能の回復
 - ・ 世代間・世代内の公平
- 小規模事業に対する課税のあり方
- 金融所得課税の一体化
- 税率構造
- 非課税所得